

## 第二七回

### 参第一号

教育公務員特例法の一部を改正する法律（案）

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十条の二」に改める。

第十二条を次のように改める。

#### 第十二条 削除

第四章中第二十一条の前に次の一条を加える。

（勤務成績の評定に関する規定の不適用）

第二十条の二 教育公務員については、国家公務員法第七十二条及び地方公務員法第四十条の規定は、適用しない。

第二十五条第一項第二号中「、第十一条及び第十二条第二項」を「及び第十一条」に改め、同項第七号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

#### 第四十六条 削除

## 理 由

教育公務員については、その職務と責任の特殊性に基き、国家公務員法及び地方公務員法の勤務成績の評定に関する規定を適用しないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。